

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月9日
【四半期会計期間】	第145期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	オリンパス株式会社
【英訳名】	OLYMPUS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 笹 宏行
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 新本 政秀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿2丁目3番1号 新宿モノリス
【電話番号】	東京3340局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 大西 伸幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第144期 第1四半期連結 累計期間	第145期 第1四半期連結 累計期間	第144期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	198,572	189,542	848,548
経常利益又は経常損失() (百万円)	851	241	17,865
四半期(当期)純損失()(百 万円)	1,423	4,456	48,985
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,489	24,553	62,990
純資産額(百万円)	101,751	23,213	48,028
総資産額(百万円)	1,054,918	916,906	966,526
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	5.33	16.70	183.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			
自己資本比率(%)	9.4	2.2	4.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 第144期の連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。第144期第1四半期連結累計期間及び第145期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりです。

なお、文中における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1)過去の損失計上先送りに係るリスク

当社が1990年代ころから有価証券投資等にかかる損失計上の先送りを行っており、Gyrus Group PLCの買収に際しファイナンシャルアドバイザーに支払った報酬や優先株の買戻しの資金並びに国内三社（株式会社アルティス、NEWS CHEF株式会社および株式会社ヒューマラボ）の買収資金が、複数のファンドを通す等の方法により、損失計上先送りによる投資有価証券等の含み損を解消するためなどに利用されていたことについて、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しており、それらの手続の経過によっては、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。

更に当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあり、当社グループの業績及び財務状況に影響が及ぶ可能性があります。四半期報告書提出日現在において特に大きな影響を及ぼす可能性があるものとしては、当社株主のテルモ株式会社が、平成24年7月23日付で当社に対し6,612百万円およびこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起しております。

なお、取引金融機関からの融資のうち、一部（長期借入金320,000百万円）については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限（第2四半期経過後45日以内）を徒過した事案に加え、上記の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。このことが当社グループの資金調達及び資金調達コストに悪影響を及ぼす可能性はあるものの、現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えています。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

(1)業績の状況

当社は、平成23年11月8日付適時開示でお知らせした過去の損失計上先送りに関連し、過去の決算を訂正しております。有価証券報告書等については平成23年12月14日付および平成23年12月26日付、平成24年6月29日付で訂正報告書を提出しており、過去の決算短信の訂正については平成23年12月28日付および平成24年4月26日付で訂正適時開示をしております。以下の記載における前年同期との比較はすべて訂正後の四半期連結財務諸表等に基づくものです。

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、欧州政府債務危機を巡る先行き不安や、米国における失業率の高止まり、中国・新興国の成長率鈍化等により、不透明な状況下で推移しました。また、わが国経済は、復興需要等を背景として緩やかな回復を見せつつあるものの、電力供給の制約や円高基調の為替動向、さらにはデフレの進行等により、厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは平成24年4月20日に就任した新経営陣のもと、平成25年3月期を初年度とする、「中期ビジョン」を策定しました。新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus」、「利益ある成長」とし、「事業ポートフォリオの再構築と経営資源の最適配分」、「コスト構造の見直し」、「財務の健全化」、「ガバナンスの再構築」を基本戦略として取組みを開始しました。

当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は、医療事業や情報通信事業が増収となったものの、全体としては減収となり、1,895億42百万円（前年同期比4.5%減）となりました。営業利益は、医療事業が増益となったものの、ライフ・産業事業や映像事業が営業損失を計上したこと等により、21億18百万円（前年同期比59.6%減）となりました。経常損失は、営業利益の減益を主要因として2億41百万円（前年同期は8億51百万円の経常利益）となりました。また、特別損失を18億18百万円計上したほか、法人税等が23億11百万円発生したこと等により、四半期純損失は44億56百万円（前年同期は14億23百万円の四半期純損失）となりました。

為替相場は前年同期に比べ、対米ドル、対ユーロともに円高で推移し、期中の平均為替レートは、1米ドル＝80.20円（前年同期は81.74円）、1ユーロ＝102.91円（前年同期は117.40円）となり、売上高では前年同期比61億円の減収要因、営業利益では前年同期比26億円の減益要因となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、各セグメントの営業損益は、各報告セグメントのセグメント損益と一致しています。

医療事業

医療事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は784億2百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は123億78百万円（前年同期比13.4%増）となりました。

震災の影響を受けた前期から売上が回復し、中国を中心とした新興国市場の売上も順調に拡大したことにより、医療事業の売上は増収となりました。なお、今期から導入した消化器内視鏡の新製品「EVIS EXERA（イーヴィスエクセラ）」は販売開始直後であり、本格的な業績への寄与は第2四半期以降となる見込みです。

医療事業の営業利益は、増収に加えて売上原価の低減により、増益となりました。

ライフ・産業事業

ライフ・産業事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は176億97百万円（前年同期比14.0%減）、営業損失は4億3百万円（前年同期は5億17百万円の営業利益）となりました。

ライフ・産業事業の売上高については、為替の影響に加え、主に欧州の市況悪化により設備投資が抑制傾向にあることがライフサイエンス、産業の両分野で販売に影響し、減収となりました。

ライフ・産業事業の営業損益は、産業分野においては前年同期比で減益となったものの黒字を確保し、ライフサイエンス分野においては前年同期の営業損失から損失幅を縮小しましたが、ライフ・産業分野全体では営業損失を計上しました。

映像事業

映像事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は288億49百万円（前年同期比15.8%減）、営業損失は15億33百万円（前年同期は3億70百万円の営業利益）となりました。

「マイクロフォーサーズシステム規格」に準拠し、電子ビューファインダーを搭載するなど、小型・軽量と高機能を両立した「OM-D E-M5」の販売が堅調に推移し、デジタル一眼カメラの分野は大きく売上を伸ばしたものの、コンパクトカメラ分野においては市場全体の販売台数が減少したことにより競争が激化し、映像事業全体の売上は減収となりました。

映像事業の営業損益は、減収に伴い営業損失を計上しました。

情報通信事業

情報通信事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は538億65百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は5億48百万円（前年同期比45.9%減）となりました。

情報通信事業の売上高については、スマートフォンの販売が引き続き好調に推移したことにより、増収となりましたが、営業利益については、スマートフォンの販売体制強化に伴う人件費の増加等により、減益となりました。

その他事業

その他事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は107億29百万円（前年同期比20.4%減）、営業損失は10億52百万円（前年同期は11億40百万円の営業損失）となりました。

その他事業の売上高については、インクジェットプリンタ事業の撤退に伴い減収となりました。

その他事業の営業損益は、一部の不採算事業について整理を進めたことにより、損失幅が縮小しました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成することおよび顧客とのネットワークを維持・強化・拡大していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上するのとなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針の実現のための取組み

基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は製造業を営む企業として、先端技術、製造技術に関する基礎研究の充実と研究開発体制の整備を行い、長年にわたって蓄積されてきた技術、知識やノウハウを世代間にわたって継承することにより、中長期的視点に基づいたコア技術の育成を行なってまいりました。その結果、深耕と拡大が図られた基盤技術が、内視鏡などのユニークな製品・事業として結実し、社会に対する新しい価値の提案に結びついてまいりました。

この認識を踏まえ、当社は新たな経営方針として、“原点回帰”、“One Olympus”、“利益ある成長”の3つを掲げました。こうした経営方針に基づく基本戦略を、(i)事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、(ii)収益力の向上、(iii)財務の健全化、(iv)ガバナンスの再構築と位置付け、これらの基本戦略を着実に実行することにより、一連の問題によって損なわれた株主・顧客・その他ステークホルダーの皆さまからの信頼を回復し、企業価値の向上を図ります。

なお、当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、社内検討チームにおいて、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討した再発防止策を取りまとめており、平成24年4月20日開催の当社臨時株主総会により選任された新取締役（その過半数は独立性の高い社外取締役から構成されております。）および新監査役の下で、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの見直しを引き続き進めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 当社は、平成24年6月28日開催の第144期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について従来のプランの内容を一部改定した上で更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。また、買付者等は、当社が交付する書式に従い、株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。その上で、特別委員会は、買付等について、下記（ア）の発動事由が存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、下記（ア）の発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

(ア) 新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合（なお、買付者等が本プランに定められた手続に従ったか否かを判断するにあたっては、必ずしも買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること等の買付者等側の事情も合理的な範囲で充分勘案するものとし、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が買付者等によって提出されていないことのみをもって、買付者等による本プランに定められた手続の不遵守を認定することは行わないものとします。）

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合（なお、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合に限り行われるものであり、買付者等の意図が下記のいずれかに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は行わないものとします。）

(a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買い占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者との関係を著しく損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(イ) その他

本プランに従い株主の皆さまに対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の第144期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、仮に、株主の皆さまが新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払込を行わないと、保有株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、非適格者以外の株主の皆さまには保有株式の希釈化は原則として生じません。）。

なお、一旦新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、

一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、134億16百万円です。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	271,283,608	271,283,608	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	271,283,608	271,283,608		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		271,283,608		48,332		23,027

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,421,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 266,522,400	2,665,224	
単元未満株式	普通株式 339,408		
発行済株式総数	271,283,608		
総株主の議決権		2,665,224	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれています。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) オリンパス株	東京都渋谷区幡ヶ谷 2丁目43番2号	4,421,800	-	4,421,800	1.63
計		4,421,800	-	4,421,800	1.63

(注)当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、4,422,700株です。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	200,088	204,918
受取手形及び売掛金	² 150,594	² 119,988
商品及び製品	61,963	64,482
仕掛品	19,191	19,920
原材料及び貯蔵品	21,339	19,798
その他	76,481	78,043
貸倒引当金	3,098	3,209
流動資産合計	526,558	503,940
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	55,925	53,224
機械装置及び運搬具(純額)	10,535	10,220
工具、器具及び備品(純額)	38,580	39,257
土地	15,931	15,649
リース資産(純額)	5,706	5,912
建設仮勘定	1,131	1,302
有形固定資産合計	127,808	125,564
無形固定資産		
のれん	124,465	117,890
その他	72,680	69,192
無形固定資産合計	197,145	187,082
投資その他の資産		
投資有価証券	51,318	43,756
その他	71,593	65,238
貸倒引当金	¹ 7,896	¹ 8,674
投資その他の資産合計	115,015	100,320
固定資産合計	439,968	412,966
資産合計	966,526	916,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 75,330	2 58,670
短期借入金	92,075	89,769
1年内償還予定の社債	20,040	20,040
未払法人税等	8,228	8,061
製品保証引当金	7,336	6,804
その他の引当金	18	-
その他	117,366	116,568
流動負債合計	320,393	299,912
固定負債		
社債	90,080	90,060
長期借入金	440,231	438,508
退職給付引当金	23,922	23,711
事業整理損失引当金	3,205	1,811
その他の引当金	140	161
その他	40,527	39,530
固定負債合計	598,105	593,781
負債合計	918,498	893,693
純資産の部		
株主資本		
資本金	48,332	48,332
資本剰余金	54,788	54,788
利益剰余金	60,197	55,525
自己株式	11,249	11,250
株主資本合計	152,067	147,395
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,128	2,293
繰延ヘッジ損益	1,268	85
為替換算調整勘定	102,067	118,445
在外子会社年金債務調整額	7,090	6,795
その他の包括利益累計額合計	107,297	127,448
少数株主持分	3,258	3,266
純資産合計	48,028	23,213
負債純資産合計	966,526	916,906

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)
売上高	198,572	189,542
売上原価	108,738	102,897
売上総利益	89,834	86,645
販売費及び一般管理費	84,591	84,527
営業利益	5,243	2,118
営業外収益		
受取利息	252	219
受取配当金	411	449
投資有価証券売却益	-	2,105
その他	787	1,132
営業外収益合計	1,450	3,905
営業外費用		
支払利息	3,226	3,177
為替差損	285	680
その他	2,331	2,407
営業外費用合計	5,842	6,264
経常利益又は経常損失 ()	851	241
特別損失		
減損損失	268	-
投資有価証券評価損	-	587
和解金	-	1,231
特別損失合計	268	1,818
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	583	2,059
法人税等	1,955	2,311
少数株主損益調整前四半期純損失 ()	1,372	4,370
少数株主利益	51	86
四半期純損失 ()	1,423	4,456

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	1,372	4,370
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,746	5,424
繰延ヘッジ損益	570	1,353
為替換算調整勘定	7,020	16,409
在外子会社年金債務調整額	81	295
持分法適用会社に対する持分相当額	2	2
その他の包括利益合計	8,117	20,183
四半期包括利益	9,489	24,553
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,533	24,607
少数株主に係る四半期包括利益	44	54

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、主として当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

【追加情報】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
<p>(今後の状況)</p> <p>平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外(英国、米国を含む)の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する場合があります。</p> <p>また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属しております。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。</p> <p>(長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触)</p> <p>取引金融機関からの融資のうち、一部(長期借入金320,000百万円)については、平成24年3月期の第2四半期決算に係る四半期報告書について金融商品取引法上の提出期限(第2四半期経過後45日以内)を徒過した事実に加え、上記「(今後の状況)」の損失計上先送りによる財務諸表等の虚偽表示が、表明及び保証条項と確約条項に抵触しています。</p> <p>現在、期限の利益喪失に関わる条項を適用することなく、当該融資を継続していただくよう取引金融機関との協議を進めており、現時点においては、今後も融資継続について引き続き支援して下さると考えております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 貸倒引当金のうち7,211百万円は、過去の損失計上先送りにおいて含み損の生じた金融資産・デリバティブ取引等の損失分離に利用された受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	426百万円	549百万円
支払手形	530	859

3 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
従業員 (住宅資金借入金)	122百万円	従業員 (住宅資金借入金) 119百万円
ノエル・カンパニー・リミテッド (銀行借入金)	2,000	ノエル・カンパニー・リミテッド (銀行借入金) 2,000
その他 (銀行借入金等)	204	
計	2,326	計 2,119

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形割引高	357百万円	220百万円
(うち輸出為替手形割引高)	(357)	(220)

(四半期連結損益計算書関係)

1 当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

特別損失に計上された「和解金」1,231百万円は、当社元代表取締役・社長執行役員マイケル・ウッドフォード氏との間の、同氏の当社代表取締役・社長執行役員としての役職の解職等に伴う一連の紛争についての和解の合意によるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	8,294百万円	7,762百万円
のれんの償却額	2,816	2,741

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,004	15.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金は、株主総会決議に基づく手続きによりすでに支出しておりますので、その他の利益剰余金は本配当金を控除して算定しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医療	ライフ ・産業	映像	情報通信	その他	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	77,643	20,567	34,259	52,618	13,485	198,572		198,572
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	19	43	18		29	109	109	
計	77,662	20,610	34,277	52,618	13,514	198,681	109	198,572
セグメント利益 又は損失()	10,918	517	370	1,013	1,140	11,678	6,435	5,243

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 6,435百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 6,435百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	医療	ライフ ・産業	映像	情報通信	その他	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	78,402	17,697	28,849	53,865	10,729	189,542		189,542
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	36	1	12		20	69	69	
計	78,438	17,698	28,861	53,865	10,749	189,611	69	189,542
セグメント利益 又は損失()	12,378	403	1,533	548	1,052	9,938	7,820	2,118

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 7,820百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 7,820百万円が含まれています。全社費用は、主に親会社のコーポレートセンター(総務部門等管理部門)及び研究開発センターに係る費用です。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額()	5円33銭	16円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	1,423	4,456
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額() (百万円)	1,423	4,456
普通株式の期中平均株式数(株)	266,919,723	266,861,098
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

1. 訴訟の提起

当社は、当第1四半期連結会計期間終了後に訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 テルモ株式会社
 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

(3) 訴訟の内容及び請求金額

当社は平成17年8月4日提出の有価証券届出書に基いて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式6,811,000株を総額14,998百万円で引き受けました。

その後、当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって6,612百万円の損害を受けたとして、旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項および第2項ならびに同法第19条に基づき、損害の賠償を求める訴えが提起されたものです。

損害賠償請求金額は、6,612百万円及びこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

(4) 今後の見通し

当社は本訴訟に関し、今後、請求内容を精査した上で対応させていただく予定です。また、本訴訟による金銭的な影響は現時点で算定が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 研三 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳野 博之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎本 征範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオリンパス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 追加情報（今後の状況）に記載されているとおり、平成23年11月8日の会社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始されており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、四半期連結財務諸表を訂正する可能性がある。また、会社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において会社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属している。更に、会社の不適切な財務報告の結果、会社に対して会社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが会社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがある。
 2. 追加情報（長期借入金契約に関する表明及び保証条項と確約条項への抵触）に記載されているとおり、取引金融機関からの融資のうち、一部については、表明及び保証条項と確約条項に抵触している。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社はテルモ株式会社から訴訟の提起を受けている。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。